

一般社団法人 日本福音ルーテル社団

国際青年交流奨学金規程

第一章 総則

一般社団法人日本福音ルーテル社団（以下「本法人」という。）は、1892年に北アメリカ一致ルーテル教会により二人の青年宣教師が送られたことによって、我が国にキリストの福音を宣布し、慈善（社会福祉）事業を興し、学校教育事業を発展せしめるために設けられた法人である。爾来、本法人は、米国ルーテル教会の資金援助によって日米間に多くの青年（牧師・信徒）の交流を図ってきた。この伝統を踏まえ、次世代キリスト者の成長、国際的視野をもって社会と人々に仕える人材の育成に寄与すべく、定款第4条第2項c)に定める事業に基づき、「国際青年交流奨学金」（以下「奨学金」という。）を設ける。

（基本金）

- 第1条 本法人は、総則に記す目的を達成するために、国際青年交流奨学基金として、基本金100,000,000円を設定し、前年度の運用資金（基本金）の5%を支給の年間予算とする。
- 2 本奨学金の基本金は、社団理事会の決議による増資及び基本金指定寄付金により増資することができる。
 - 3 本奨学金の基本金を取り崩す場合は、本法人理事会の決議によるものとし、その結果、本奨学金基金を廃止する場合は、本法人社員総会の決議を要するものとする。

（奨学生の資格）

- 第2条 本法人が奨学金を支給する者は、次に掲げるいずれかに該当し、かつその修学・研修に要する費用の支払い能力が不十分であることが明確である者とする。
- (1) キリスト者としての成長を目的とし、国内外の研修・大学・専門学校（以下「大学等」という。）において学ぶ者。
 - (2) 社会と人々に仕えることを目的とし、大学等において学ぶ者。
 - (3) 国際社会への貢献を目的とし、大学等において学ぶ者。

（奨学金の給付額）

- 第3条 奨学給付金は、一人年額1,200,000円以内とする。

（奨学金の支給の期間）

- 第4条 奨学金の給付期間は、同一人最長4年間とする。

第二章 事業の運営と管理

(奨学金委員会の構成と業務)

第5条 本法人理事会の下に、奨学金運営委員会（以下、「奨学金委員会」という。）を置く。運営委員会は、理事会選任の理事4名および事務局長の計5名の委員をもって構成する。

- 2 奨学金委員会の委員長は、運営委員の互選により選任する。
- 3 奨学金委員会は、委員長への諮問のもと、事務局長が必要に応じて招集する。
- 4 奨学金委員会の業務は以下の各号とする。
 - (1) 奨学生の募集
 - (2) 奨学金受給申請者の審査
 - (3) 奨学金給付期間、給付金額、給付方法の決定
 - (4) 基本運用資金の募金
 - (5) 追跡調査

(奨学生の選考手続)

第6条 本法人の奨学金を受給しようとする者は、次の各号の手続きを要する。

- (1) 申請者は、所定の「奨学金受給申請書」に必要事項を記入して本法人事務局に提出すること。
- (2) 前項の申請書に、下記の書類を添付すること。
 - A. 進学先・研修先が決定している者
 - ① 目的の大学等の受け入れを証明するもの（合格通知等）
 - ② 学費や国外研修時渡航費等、1年間に要する費用を証明する書類
 - ③ 最終学歴時の成績証明書
 - ④ 推薦状
 - ⑤ 信仰経歴を記したもの（キリスト者の場合）
 - B. 受験前等の理由により進学先・研修先が未確定の者
 - ① 最終学期の成績表
 - ② 推薦状
 - ③ 信仰経歴を記したもの（キリスト者の場合）
- (3) 奨学金委員会は、前号に定める奨学金受給申請書類に基づき書類審査を行った上で、申請者と面接し、奨学金支給の可否を、多数決により決する。
- (4) 申請者は、受給希望年の前年10月末までに上記の書類を提出することを原則とするが、予算に応じて受給希望年の申請も受理し、年内の受給を奨学金委員会で審議する。

(奨学金の支給)

第 6 条の 2 奨学金は、前条の手続きにおいて奨学金委員会が奨学金支給を認めた場合、以下の各号に従って支給される。

- (1) 金額及び支給時期は、奨学金委員会が定める。
- (2) 奨学金のうち、目的の大学等に納付すべき金額は、本法人から直接その大学等に送金することを原則とする。
- (3) 前号以外の金額は、本人名義の銀行口座に入金するものとする。

2 奨学金の受給者（以下「奨学生」という。）は、目的の大学等に入学後すみやかに、実際に入学したことを証明する書類（学生証の写し等）を本法人に提出しなければならない。

(奨学金を受ける者の指導)

第 7 条 本法人は、奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

(異動届出)

第 8 条 奨学生は、次の各号の一つに該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、留年、または退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 氏名、住所等を変更したとき。

(奨学金の停止)

第 9 条 奨学生が休学等し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の再開)

第 10 条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで奨学金委員会に願い出たときは、奨学金の給付を再開することがある。

(奨学金の廃止)

第 11 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金委員会の意見を徴して奨学金の給付を廃止する。

- (1) 目的の大学等に入学しなかった場合。
- (2) 学業成績を理由に留年したとき。
- (3) 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

- (6) 本法人が定める書類等を期日までに提出しないとき。
 - (7) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
 - (8) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
 - (9) その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合、本法人は奨学生に対して奨学金の返還請求をすることができる。

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生はいつでも、奨学金委員会に奨学金の辞退を申し出ることができる。

第三章 雑則

(規則の改廃)

第13条 本奨学金規程を改正し、または廃止する場合は、本法人理事会の決議を要する。

附則

この規程は、1999年9月1日から施行する。

この規程は、2020年6月25日に改正・施行する。